

空き家・空き地バンク制度登録申込書

いなべ市長 あて

住所

氏名



空き家・空き地バンク制度要綱に定める制度の趣旨などを理解し、同要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり空き家・空き地バンクへ登録を申し込みます。

登録した情報は、同要綱第7条の規定により公開されることに同意します。

また、登録のための空き家・空き地調査及び問い合わせには、誠意をもって協力します。

記

1 物件の所在等

所在	いなべ市 町	
物件の概要	構造	造 階建て
	床面積	1階 m ² 2階 m ²
	建設年次	1 明治・大正・昭和 年 2 不明
	現在の用途	1 住宅 2 併用住宅(店舗・事務所・作業場) 3 その他()
	利用状況	1 空き家(空き家となった時期 年頃から) 2 利用中(空き家となる時期 年 月の予定) 3 空き地
	敷地面積	m ²
権利関係	1 土地及び建物の所有者 2 建物所有者(土地は賃貸借) 3 その他()	
売却賃貸	1 売却したい 2 賃貸したい	(希望価格)
備考	登録申込みに際しての希望など	

2 契約交渉について、次のとおり直接型又は間接型のいずれかを選択します。

選択	契約交渉	説明
	直接型	契約交渉に関わるすべてについて、登録者(空き家の所有者)と利用者(空き家の利用希望者)の両者間で責任をもって行います。
	間接型	交渉及び契約に関わるすべてについて、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会三重県本部(以下「宅地建物取引業団体」)に所属する宅地建物取引業者へ紹介を依頼します。合わせて、当該宅地建物取引業者への情報の提供を承諾します。

注意事項

- 1 いなべ市空き家バンク制度では、情報の提供や必要に応じての連絡調整は行いますが、空き家登録者と利用登録者間で行う物件の売買や賃貸借に関する交渉、契約等に関しての仲介行為は行っていません。仲介を希望される方は、公益社団法人三重県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会三重県本部に所属する宅地建物取引業者に依頼をしてください。なお、宅地建物取引業者へ依頼した場合、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 いなべ市個人情報保護条例(平成16年いなべ市条例第25号)の規定に基づき、申し込みされた個人情報は、本事業の目的外の用途に利用しません。